



熊本県公報

号外 第3号
令和8年(2026年)
1月20日(火)
(毎週火・金発行)

目次

規則

- 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則 (扱い手支援課) 1

規則

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

熊本県知事 木村敬

熊本県規則第1号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則

熊本県立農業大学校規則(昭和58年熊本県規則第1号)の一部を次のように改正する。
第18条第1項中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項第1号中「
第8条第1項」を「第4条第1項又は第6条第1項」に改める。

第19条第2項を次のように改める。

2 法第4条第1項又は第6条第1項の規定による認定を受けて条例第4条第5項の規定
による授業料の免除を受けている者は、当該認定に係る認定事由(法第4条第1項に規定
する認定事由をいう。以下同じ。)とは別の認定事由に該当する者として当該免除を受
けようとするときは、変更前及び変更後の認定事由を記した書類に、変更後の認定事
由に該当することを証明する書類を添えて知事に申請しなければならない。

第22条第1項第1号及び第2号並びに第22条の2中「第8条第1項」を「第4条第
1項又は第6条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。